

障害年金の請求手続きをされる方

手続きには次の書類が必要となります。※

※申請内容によって必要書類が異なります。初回相談時に書類をすべてご用意いただく必要はありません。

1. 年金手帳(被保険者証)・基礎年金番号通知書
2. 年金証書・恩給証書(受給権があるものすべて)
3. 戸籍抄本(戸籍記載事項証明書)
戸籍謄本(戸籍全部記載事項証明書)
4. 住民票(続柄の記載があるもの)
5. 所得証明書・課税(非課税)証明書
(平成 年度<平成 年1月から12月までの所得>)
6. 在学証明書・学生証
7. 障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書
8. 障害年金の子の加算請求に係る申出書
9. 印鑑(認印でも可)
10. 年金加入期間確認通知書
11. 請求者名義の預金通帳、貯金通帳またはキャッシュカード
12. 診断書・レントゲンフィルム・心電図
 - ① 障害認定日 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日の症状の診断書
 - ② 現 在 : 請求手続き以前3ヶ月以内の症状の診断書
13. 受診状況等証明書(初診日等の証明)
14. 病歴・就労状況等証明書(初診日等の証明)
15. その他必要な書類
 - ① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳
 - ② 第三者行為事故状況届および添付書類(確認書、交通事項証明書、示談書など)
 - ③ 生計維持申立書
 - ④ 障害給付請求事由確認書
 - ⑤ 時効に関する申立書または請求遅延に関する申立書
 - ⑥ その他()